

四日市市告示 9 2 号

四日市市行財政改革推進会議設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 3 0 年 3 月 1 3 日

四日市市長 森 智広

四日市市行財政改革推進会議設置要綱の一部を改正する要綱

四日市市行財政改革推進会議設置要綱（平成 1 3 年告示第 2 4 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第 9 条 推進会議の庶務は、 <u>財政経営部</u> <u>行財政改革課</u> において処理する。	(庶務) 第 9 条 推進会議の庶務は、 <u>経営企画部</u> <u>行政経営課</u> において処理する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(財政経営部財政経営課)